

[事案 28-271] 新契約無効請求

・平成 29 年 6 月 23 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 28-201]および [事案 28-270]の申立人と同一人である。

<事案の概要>

契約時、募集人に繰り返し勧められたことから、メリットのあるものだろうと思って契約申込みをしたが、間違いだったなどとして、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

乗合代理店の募集人の勧誘を受け、平成 26 年 12 月に契約した米ドル建の積立利率変動型終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人を紹介した銀行担当者や募集人から、投資が目的のとてもよい保険である、保険本来の仕組みとしては保険料 3 回の払込みで済むようにはなっていないが、今回は、300 万円を 3 回払い込むということでお勧めするなど契約時に何度も繰り返し説明された。
- (2)これほど勧めるからにはメリットのあるものだろうと思って申込みをした。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、3、4 回の面談を行い、申立人の資産および家族の状況や「自分の老後資金の確保や自分の死後、長女へ遺したい」との意向を聴取のうえ、資産運用機能と死亡保障とを併せ持つ本契約を提案した。
- (2)募集人は、保険料払込期間は 10 年であると説明しており、申込書や設計書にも「払込期間 10 年」と明記されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時における事情等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に特段問題のある説明があった等の事情は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。